

基本目標
5

たのしく ゆたかに たくましく やさしく 生きる

～子育て・教育・スポーツ・文化～

施策5-1 子育て支援の充実

SDGsとの連携

連携する SDGs	 <p>1. 貧困をなくそう</p>	 <p>2. 飢餓をゼロに</p>	 <p>3. すべての人に健康と福祉を</p>	 <p>4. 質の高い教育をみんなに</p>	 <p>11. 住み続けられるまちづくりを</p>
--------------	---	--	--	---	--

現状と課題

- ◆将来にわたって本町が継続・発展していくためには、本町で子どもを産み、育てたいと思う環境づくりを地域が一体となって進めていくことが必要となります。
- ◆令和2（2020）年4月1日に北谷町母子健康包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じるとともに、保健医療、福祉等各関係機関との連携を図りながら、対象者の実情やニーズを踏まえた包括的かつ切れ目のない支援に努めています。
- ◆母子の健康増進を図るため、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、健康教育、個別の相談対応及び保健指導に加え、産婦健康診査及び産後ケア等子育て支援の充実強化に取り組む必要があります。
- ◆子どもの健康保持増進に寄与するため、「こども医療費助成事業」を実施しており、平成27（2015）年度からは通院費無料化の対象年齢を中学校卒業まで拡充しています。また、平成30（2018）年度から入院・通院ともに、中学校卒業までを対象に現物給付を導入しています。今後は、子どもの急な病気などに対して相談を受けることができる「小児救急電話相談#8000¹³¹」や「かかりつけ医」の普及・啓発を重点的に行う必要があります。
- ◆保育・教育への高い関心等を踏まえながら、保育・教育の質の確保^{*36}を図るとともに、生まれた環境に左右されない、子どもの健やかな育ちと地域で見守られながら子育てができる環境づくりの実現を目指す必要があります。
- ◆児童の権利に関する条約（子どもの権利条約^{*75}）に掲げられている児童の生命、生存及び発達に対する権利、児童の最善の利益、児童の意見の尊重、差別の禁止などの子どもの権利は、子どもが生まれながらにして持っている基本的な権利です。しなしながら、いじめや児童虐待などの重大な子どもの権利侵害が依然として発生し、また、都市化や少子化、核家族化の進行、地域のつながりの弱体化、所得格差の拡大など社会環境の変化も子どもの成育環境に大きな影響を与え、子どもが自立性や社会性を身に付けていく機会の減少などが課題となっています。

131 小児救急電話相談#8000：地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、患者の症状に応じた適切な医療提供体制を構築することを目的とした事業。



基本方針

- 妊産婦・乳幼児への切れ目のない支援に取り組みます。
- 子どもの権利条約^{*75}の趣旨を踏まえ、大人が未来を担う子ども達一人ひとりの権利を尊重するとともに、子どもにとっての最善の利益を目指して各施策に取り組みます。
- 保育・教育の質の確保^{*36}、地域における子育て支援の更なる充実を図ります。
- 多様な家族形態のニーズに応じた子育て支援の体制づくりに取り組みます。

施策① 母子保健の充実

施策の方向性

すべての子育て世帯が安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、母子の健康保持増進のため、健康診査、健康教育、保健指導等の充実を図り、母子保健施策を総合的に推進します。

施策② 乳幼児の発達支援の充実

施策の方向性

発達上の支援を要する乳幼児に対する発達支援及びその保護者の育児不安等に対する支援体制の充実を図ります。

発達支援の早期対応のために関係機関との連携を強化します。

安心して気軽に子どもの発達支援、保護者支援を受けられる環境を整備します。

施策③ 児童の権利擁護の推進

施策の方向性

児童の生命、生存及び発達に対する権利、児童の最善の利益、児童の意見の尊重、差別の禁止を基本原則として各施策の推進を図ります。

また、「体罰によらない子育て」の普及・啓発に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会¹³²の機能強化により、子育てに係る保育所、学校、児童館、医療機関、警察、児童相談所、配偶者暴力支援センターなど様々な機関を結びつけ、地域における“横糸”として、ネットワークの構築を図ります。

施策④ 子どもの貧困対策の推進

施策の方向性

現在から将来にわたって、すべての子ども達が前向きな気持ちで夢や希望を持つことができるよう各施策の推進を図ります。

施策⑤ 質の高い教育・保育の一体的な提供

施策の方向性

幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること等に鑑み、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保を推進します。

保育所での待機児童と幼稚園の定員割れに対し、一体的な解消を図ります。

132 要保護児童対策地域協議会：要保護児童の適切な保護を図るための情報交換や関係機関との連携を一層強化するために設置された協議会。

第1部
第2部
第3部
前期基本計画
前期基本計画
基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4
基本目標5
5つの基本目標を実現するために

施策⑥ 総合的な放課後対策の推進

施策の方向性

“小1の壁¹³³”を打破するとともに、時代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策¹³⁴に取り組みます。

施策⑦ 地域で見守られながら子育てができる環境づくり

施策の方向性

各児童施策において、すべての町民が認識を共有し、解決に向かうような仕組みづくりを行うため、「自助・互助・共助・公助」の機能と役割を整理し、町民との対話と協働で推進していきます。

成果指標

指標	基準値 (令和2(2020)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)
町民アンケート調査「子育て支援の推進」の満足度	35%	41%
放課後児童クラブ ¹³⁵ と放課後子ども教室 ¹³⁶ の一体型（又は連携型）での実施数	0か所	4か所

関連する計画

- ・北谷町子ども・子育て支援事業計画
- ・北谷町障がい児福祉計画

133 小1の壁：子どもが小学校に上がると保育園時代に比べて、仕事と子育ての両立が困難になること。

134 総合的な放課後対策：共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう取り組むもの。一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子ども教室の計画的な整備。

135 放課後児童クラブ：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生へ放課後の生活の場を提供し、保育を行うこと。学童保育。

136 放課後子ども教室：安全・安心な子どもの活動拠点として、体験活動やスポーツ、地域住民との交流活動等を行う。



施策5-2 幼児・義務教育の充実

SDGsとの連携

連携する SDGs				
	1. 貧困をなくそう	3. すべての人に健康と福祉を	4. 質の高い教育をみんなに	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

現状と課題

- ◆ 幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるように努めています。
- ◆ 幼児一人ひとりの特性に応じ、発達課題に即した指導が行われています。
- ◆ 幼稚園教育内容の充実の為、令和2（2020）年度より14時まで教育時間を延長し、学校給食を提供しています。
- ◆ 幼児教育の無償化に伴い、3歳児の幼児教育の場の提供が求められています。
- ◆ 平成30（2018）年度より、すべての町立幼稚園で4歳児保育を実施しています。また、4・5歳児保育の評価検証を行い、3歳児の給食提供及び発達や学びの連続性を踏まえた3年保育に向け取り組んでいます。
- ◆ 町立幼稚園における預かり保育は令和元（2019）年10月より利用対象者を4歳児まで拡充し、実施しています。さらに、3歳児の預かり保育受け入れ整備を進めています。
- ◆ 障がいのある幼児への指導については、特別支援加配教諭及び特別支援教育支援員を配置し、個々の幼児の障がいの状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫に努めています。
- ◆ 特別支援教育では、巡回相談指導員と連携しながら、個々の実態に合った援助と保護者への支援を実施しています。
- ◆ 小学校教育への円滑な接続の為、保幼こ小と連携し、発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育の充実に努めています。
- ◆ 国際化の進展に伴い、外国にルーツを持つ幼児の在籍も増加しており、日本語の習得に困難のある幼児の幼稚園生活への適応等についての支援が求められています。
- ◆ 「第2期北谷町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、すべての子ども達が、質の高い保育や教育を受けることができる環境の整備を進めています。
- ◆ 幼児教育の質の向上を図るため、幼稚園教諭の確保対策や職務内容の負担軽減等を図ることが求められています。
- ◆ ICT機器の活用により、わかる授業づくりが行われ、学習意欲の向上にもつながっています。
- ◆ GIGAスクール構想¹³⁷に基づき、児童生徒用端末が整備され、教師向けの機器操作や授業活用の研修を推進しています。
- ◆ 児童生徒の体力が低下していることから、児童生徒が積極的に運動やスポーツに親しんで体力の保持増

137 GIGAスクール構想: Society5.0時代を生きる子ども達にふさわしい、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する施策のこと。

進に努めています。

- ◆児童生徒の健康づくりの基本となる生活習慣の確立やアレルギー疾患へ対応するため、学校生活での配慮や管理に活用できる児童生徒のより詳細な情報を把握していく必要があります。
- ◆近年の子どもの食生活を取り巻く社会環境の変化等に伴い、食生活の乱れ、肥満など生活習慣病と食生活の関係も指摘され、望ましい食習慣の形成に係る指導の充実が求められています。
- ◆文部科学省から教育課程特例校¹³⁸（英語）の指定を受け、小学校段階からの国際理解教育の充実を目指しています。また、コミュニケーションの手段としての英語に慣れ親しませ、幼・小・中学校の学びの連続性を踏まえた英語によるコミュニケーション能力の育成を図るための英語指導助手（AET）の派遣、英語検定の補助、中学校英国相互交流、中高校生ハワイ短期留学派遣等を実施しています。
- ◆外国籍等の児童生徒については、学校生活にうまく適応できるように日本語指導学習支援員を派遣し、基本的な言語指導、生活相談等を行っていますが、日本語指導を必要とされる児童生徒数が増加し、支援体制が逼迫しています。今後、日本語指導に係る指導・支援体制のより一層の充実が求められます。
- ◆町立小・中学校では、「特別支援教育」を重要視しており、障がいのある児童生徒を対象に、特別支援教育支援員の配置をはじめとする支援を行っています。
- ◆町立小・中学校では、生活困窮世帯への就学援助としての就学援助補助（要保護・準要保護）を実施しています。平成27（2015）年度の就学援助認定者の割合が18.4%であったことから、県及び町の広報活動により制度の周知強化を図ったところ、年々、就学援助認定者が増加し、令和元（2019）年度の割合は27.9%となっています。今後も、就学援助制度¹³⁹の周知徹底を図る必要があります。
- ◆学校施設の整備については、老朽化した施設の改築・改修等が求められています。
- ◆町立学校給食センターの老朽化、食器改善の必要性、食物アレルギーへの対応等に伴い、耐震性や安全性を備え、かつ、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」にも適合した施設整備を推進しています。
- ◆地産地消の視点で県内の食材を活用した学校給食の提供に努めています。
- ◆令和2（2020）年度から教職員の働き方改革を推進するため、各中学校に1名スクールサポートスタッフを配置し、教員の業務負担軽減に取り組んでいます。
- ◆学校で発生する様々な問題やトラブルが増加傾向にあることから、子どもの最善の利益を念頭に置き、法律の見地から学校に助言するスクールロイヤー¹⁴⁰について、国や県の動向を見ながら導入について取り組む必要があります。

基本方針

- 幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、幼児の主体的な活動を促し、好奇心や探求心を育む幼児教育の充実に取り組めます。
- 自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さを持つ幼児・児童生徒の育成を図ります。
- 「たくましく生きる力^{*41}」を育む教育、社会に開かれた教育課程^{*76}の実現に取り組めます。
- 多様化する教育ニーズに対応するとともに、安全・安心な学校教育施設の充実に取り組めます。

138 教育課程特例校：文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2の規定に基づき、学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認める制度。

139 就学援助制度：経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村が必要な援助を行う制度のこと。

140 スクールロイヤー：学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等を法的に解決する弁護士のこと。

**施策① 幼児教育環境の充実と生きる力の基礎の育成****施策の方向性**

幼児期の特性や幼稚園教育の役割を十分に理解し、幼児期にふさわしい環境の下で、様々な体験を通して生きる力の基礎を育成します。

施策② 教育課程の効果的な推進**施策の方向性**

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や全体的な計画にも留意しながら教育課程を編成するとともに、カリキュラム・マネジメントに努めながら教育活動の質の向上を図ります。

施策③ 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続**施策の方向性**

幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえて小学校教育が展開できるよう、幼稚園と小学校とが連携し、意見交換や合同研修会等の機会を設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有しながら教育課程を編成するなど、「発達や学びの連続性を踏まえた円滑な接続」に向けて、連携の充実を図ります。

施策④ 町立幼稚園の教育環境の整備**施策の方向性**

3歳児を含めた給食提供や預かり保育の充実に向けて町立幼稚園の教育環境の整備を推進します。

施策⑤ 確かな学力の向上**施策の方向性**

幼児・児童生徒が持続可能な未来社会の創り手となることができるよう生きる力の基盤となる資質・能力の育成を目指して、他者と関わりながら、課題の解決に向かい「問い」が生まれる授業等の具体的な施策を実現し、幼児・児童生徒一人ひとりの可能性を引き出す学びの実現に努めます。

また、児童生徒一人ひとりの実態等を把握し、個に応じた指導体制や指導方法、評価方法の工夫・改善を図るなど、「沖縄県学力向上推進5カ年プラン・プロジェクトⅡ¹⁴¹」を指針として、全校体制による「わかる授業」の構築に努めます。

さらに、GIGAスクール構想^{*137}に基づき整備される児童生徒用端末機器の効果的な活用により学力向上を図ります。

施策⑥ 豊かな心の育成**施策の方向性**

自他の生命を尊重する心を基盤に豊かな情操、善悪の判断等の規範意識及び基本的な生活習慣を育み、「豊かな心の育成」に努めます。

また、道徳教育、人権教育等の取組を発達の段階に応じて充実させるため、これらと各教科等の学習、体験活動、読書活動等を関連付け、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の心を豊かにするように努めます。

141 沖縄県学力向上推進5カ年プラン・プロジェクトⅡ：幼稚園教育要領等や令和2（2020）年度から順次本格実施されている学習指導要領の着実な展開を推進するとともに、沖縄県独自の視点を交えた学力向上の施策の推進、沖縄県ならではの「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すプロジェクト。

施策⑦ 健やかな体の育成

施策の方向性

幼児・児童生徒の健やかな体を育成するため、学校体育の充実や子どもの体力の向上を図るとともに、生涯にわたって健康で安全な生活を自ら営んでいくための知識や態度の育成に努めます。

施策⑧ 国際理解・外国語教育の充実

施策の方向性

急速な国際化に対応するため、広い視野を持ち、異なる文化を持つ人々と協調して生きる資質や能力を身に付けた人材を育成します。

日本語が十分理解できない海外からの帰国児童生徒及び外国籍児童生徒等が不安なく学校生活を送ることができ、確かな学力を身に付けられる教育を推進します。

施策⑨ 特別支援教育の充実と困窮世帯等の就学支援

施策の方向性

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するための適切な指導に努めます。

また、生活困窮世帯に対して就学援助制度^{*139}の周知強化を図ります。

施策⑩ 義務教育環境の整備

施策の方向性

児童生徒の学習環境を快適にするため、「北谷町学校施設等長寿命化計画」に基づき、老朽化が進む学校施設・設備等の整備や維持管理を計画的に進めます。

また、スクールサポートスタッフの継続配置による職員の働き方改革を推進します。

さらに、増加する学校での様々な問題やトラブルに適切に対応するため国や県の動向を見定めながらスクールロイヤー^{*140}の導入を検討します。

成果指標

指 標	基準値 (令和2(2020)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)
学校内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている児童生徒の割合(中学校)	北谷町 50% 全国平均 41%	全国平均+5%以上
学校内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている児童生徒の割合(小学校)	北谷町 58% 全国平均 42%	全国平均+5%以上

関連する計画

- ・北谷町子ども・子育て支援事業計画
- ・北谷町学校施設等長寿命化計画
- ・北谷町障がい児福祉計画



施策5-3 青少年健全育成

SDGsとの連携

連携する SDGs		
	4. 質の高い教育をみんなに	8. 働きがいも経済成長も

現状と課題

- ◆ 青少年の健全育成のため、北谷町青少年健全育成協議会による家庭教育に関する取組、北谷町青少年育成町民大会、北谷町少年の主張大会等を実施しています。
- ◆ 放課後子ども教室^{*136}では、英会話教室等の学習支援、三線、茶道及び琉舞教室等の各種体験活動等を行っていますが、今後も事業を安定的に継続していくため、教育活動推進等の地域ボランティアの確保が課題となっています。
- ◆ すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、放課後子ども教室^{*136}と共働き家庭等の児童を対象とした放課後児童クラブ^{*135}との連携が求められています。
- ◆ 北谷町青少年支援センターにおける過去3年（平成29（2017）年度～令和元（2019）年度）の教育相談の内訳をみると不登校や登校しぶり、学習支援に関する割合が高くなっています。
- ◆ 教育相談について、北谷町青少年支援センターとの連携により、各学校に心の教室相談員等を派遣し、児童生徒の様々な悩みや困りごとの相談支援に取り組んでいます。また、不登校等や登校しぶりへの対応として青少年支援センターに教育相談員を2名、青少年カウンセラーを1名配置していますが、児童生徒の抱える問題が多様化・複雑化していることから、支援体制の充実を図る必要があります。
- ◆ 毎月第3金曜日（少年を守る日）には、北谷町青少年支援センター、青少年指導員、学校との連携による夜間街頭指導を行っていますが、教員の時間外勤務が課題となっていることから、それぞれの役割分担を明確化し、夜間街頭指導のあり方について検証する必要があります。
- ◆ 平成26（2014）年度からスクールソーシャルワーカー¹⁴²を配置し、社会福祉的な視点から、問題を抱える児童生徒が置かれた環境へ働きかけています。また、令和元（2019）年度から週1回、担当区の学校で勤務し、管理職、担任教諭、心の教室相談員等と定期的に情報共有をすることによって支援体制の充実を図っています。

基本方針

- 学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を發揮し、連携・協力することで、多様な体験活動や安全で安心な居場所づくり、教育環境の向上を図り、心身ともに健全な青少年育成に取り組みます。

142 スクールソーシャルワーカー：子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教育を支援したりする福祉の専門家。

施策① 青少年健全育成の連携体制の強化

施策の方向性

教育の出発点である家庭教育を支援するため、学習機会、情報提供、相談体制の充実を図ります。
また、社会全体で青少年の健全な育成を支えるため、家庭、地域、学校等の連携体制の強化及び支援内容の充実に取り組みます。
さらに、スクールソーシャルワーカー^{*142}、心の教室相談員を配置し、生徒指導上の課題解決や関係機関との連携による問題行動の減少を図ります。

施策② 校外活動の充実と居場所づくり

施策の方向性

地域社会における子ども達の安全で安心な居場所づくりをより一層推進するため、放課後児童クラブ^{*135}と放課後子ども教室^{*136}の一体型や連携型での実施を推進します。
また、子ども達の社会性や豊かな人間性を育むため、校外活動及びリーダー育成の充実を図ります。

成果指標

指 標	基準値 (令和2(2020)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)
不登校児童の在籍比率(小学校・中学校)	2.72%	2.5%
いじめ解消率(小学校・中学校)	71.73%	80%

関連する計画

・北谷町子ども・子育て支援事業計画

第1部

第2部

第3部

前期基本計画
の見方前期基本計画
の推進にあたって

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

5つの基本目標を
実現するために



施策5-4 生涯学習の振興

SDGsとの連携

連携する SDGs	 <p>4. 質の高い教育をみんなに</p>	 <p>11. 住み続けられるまちづくりを</p>
	<p>4. 質の高い教育をみんなに</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを</p>

現状と課題

- ◆北谷町を拠点として定期的かつ継続的に学習活動を行っている団体の自主的で健全な活動等を支援するため登録制度を行っています。
- ◆生涯学習に関する住民意識の高まりにより、生涯学習まつり、公民館まつり等において生涯学習成果の発表が活発化しています。
- ◆生涯学習プラザで開催する講座について、幅広い層の人々が受講できる講座内容の工夫が求められています。
- ◆個人の特技・知識・技能を活かし、生涯学習の指導者や講師として活躍するための登録制度（北谷町生涯学習人材バンク¹⁴³）を設けていますが、人材発掘に苦慮しています。
- ◆町立図書館の利用者数は減少傾向にあることから、幅広い年齢層を対象とした読書講座の実施や広報活動の強化、電子書籍¹⁴⁴の運用も視野に入れた図書資料の充実を図る必要があります。
- ◆学校・地域支援事業の一環として、学校や地域（地区公民館・児童館・保育所）を巡回しての図書貸出事業を実施していますが、地域との連携や事業の周知等を強化し、更なる利用促進を図る必要があります。
- ◆平成23（2011）年度から実施している「ブックスタート事業¹⁴⁵」は、参加した保護者からは大変好評ですが、参加率は5～6割程度にとどまっており、参加率の向上が課題となっています。

基本方針

- それぞれの年代に対応した学習機会を提供することで、すべての町民が生涯にわたって学び・楽しむとともに、豊かな町民生活のための生きがいの創出に取り組みます。
- 知の情報拠点として、町民の「学び、暮らし、仕事」を支え、本を通じて日々の生活を豊かにする図書館運営に取り組みます。

143 北谷町生涯学習人材バンク：予め、様々な専門分野のスキルを持つ方で、一定の基準を満たしている方、人材育成・指導者育成講座を受講した方を中心に登録していただき、学習活動等を行う方々へ講師となる人材を紹介する制度。

144 電子書籍：紙ではなく電子的に記録され、電子機器の画面で読む本や雑誌のこと。

145 ブックスタート事業：0歳児健診などの機会に、「絵本」と「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」を提供し、赤ちゃんや保護者が、絵本を介して、心ふれあう時間を持つきっかけを作る活動。

施策① 生涯学習活動の支援

施策の方向性

住民の生涯学習活動を振興するため、生涯学習機会の拡充を図るとともに、サークル活動等の支援に取り組みます。

また、住民の生涯学習意欲を喚起し、高めていくため、情報提供機能の強化と生涯学習成果を活かす場の創出に取り組みます。

施策② 生涯学習を推進する人材の発掘と育成

施策の方向性

住民の学び合いによる学習活動を推進するため、町内の各分野で活躍している人材を幅広く発掘し、その情報を提供する「北谷町生涯学習人材バンク^{*143}」制度を活用し、生涯学習活動に関わるリーダーの育成、確保に取り組みます。

施策③ 生涯学習機能の充実

施策の方向性

生涯学習プラザを生涯学習の中心拠点として位置付け関係団体等との連携による講座の充実を図り、町民ニーズに沿った学習機会の提供に取り組みます。

施策④ 図書館機能の充実

施策の方向性

図書館は、町の文化のシンボル、情報の発信源であり町民の学習と憩いの場として、幼児から高齢者まで誰でも気軽に使える施設を目指します。

また、知の情報拠点として、多様な情報を収集、提供することで町民の「学び、暮らし、仕事」を支えるべく、機能とサービスの向上に努め、住民への読書の普及と生涯学習活動の振興を図るための取組を進めます。

成果指標

指 標	基準値 (令和2(2020)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)
町民アンケート調査「生涯学習の推進」の満足度	37%	41%
生涯学習プラザ 講座受講者数(実人数)	175人	350人
町立図書館 年間入館者数	42,402人	100,000人

関連する計画

・



施策5-5 生涯スポーツの推進

SDGsとの連携



現状と課題

- ◆より多くの町民が気軽に参加し、スポーツに親しむことができるよう、各スポーツ教室、イベント等の内容の充実及びスポーツ関係団体等との連携強化が課題となっています。
- ◆生涯スポーツ^{*44}の推進に向け、スポーツ推進委員の活用など各地域との連携による事業強化が必要となっています。
- ◆町内には、社会体育施設¹⁴⁶としての屋内運動施設が無く、学校体育施設を開放することで生涯スポーツ^{*44}を推進していますが、学校運営に支障がない範囲での利用許可となるため、利用者が限られる状況にあります。多くの町民が気軽に利用できるよう環境整備が必要となっています。
- ◆既存施設の多くが老朽化しているため計画的な改修（バリアフリー化^{*62}を含む）が必要となっています。
- ◆自発的、持続的なスポーツ振興のための拠点（場所、体制（ひと））づくりが課題となっています。
- ◆新型コロナウイルス感染症^{*1}の影響により、多人数での事業実施が難しいことから、少人数又は個別でも実施できるスポーツ・レクリエーション等、新たな事業を企画提案し、生涯スポーツ^{*44}の振興を図る必要があります。

基本方針

- 生涯にわたり、それぞれのライフステージ^{*77}に応じたスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、活動の機会の提供と施設の運営に努めます。
- 生涯スポーツ^{*44}の振興によるまちづくり・町民の交流活動を推進します。

施策① 生涯スポーツの振興

施策の方向性

町民が気軽にスポーツに親しむことができるよう、「町民一人一スポーツ」を基本とした町民の健康づくりやスポーツ振興に努めます。

多様化するニーズに応じたスポーツの機会、情報提供に努めます。

多くの町民が運動施設を気軽に利用できるよう近隣市町村との相互利用を検討します。

146 社会体育施設：一般の利用に供する目的で地方公共団体が設置した体育館、水泳プール、運動場等のスポーツ施設のこと。

第1部
第2部
第3部
前期基本計画
前期基本計画
基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4
基本目標5
5つの基本目標を実現するために

施策② 生涯スポーツ推進体制の強化

施策の方向性

既存スポーツ施設の有効活用や学校体育施設の開放を推進するとともに、スポーツ指導者・リーダー等の養成（スポーツ推進委員活動の推進）に取り組めます。

町立中学校の部活動について、外部指導者を「部活動サポーター」として活用し、支援を行います。

施策③ スポーツ関係団体等の活動支援及び連携の強化

施策の方向性

北谷町体育協会や北谷町スポーツ少年団、町内スポーツ事業所等との連携を強化し、地域の交流が深まるスポーツ活動の推進や競技力の向上に取り組めます。

成果指標

指 標	基準値 (令和2(2020)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)
町民アンケート調査「生涯スポーツの推進」の満足度	27%	31%
スポーツ教室年間参加人数	0人 (令和元年度実績)	120人
スポーツ施設年間利用者数（社会体育及び学校体育施設）	70,406人 (令和元年度実績)	71,000人

関連する計画

- ・健康ちやたん21
- ・北谷町観光振興計画
- ・北谷町高齢者福祉計画
- ・障がい者計画

第1部

第2部

第3部

前期基本計画の見方

前期基本計画の推進にあたって

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

5つの基本目標を実現するために



施策5-6 文化財の保全と文化の振興

SDGsとの連携

連携するSDGs	 <p>4. 質の高い教育をみんなに</p>	 <p>11. 住み続けられるまちづくりを</p>
	<p>4. 質の高い教育をみんなに</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを</p>

現状と課題

- ◆国指定史跡伊礼原遺跡^{*47}では、縄文時代から戦前まで約7,000年間の生活の痕跡が発見されたほか、県内最古の竹製のザル（約5,500年前）や木製のくし（約2,500年前）等、貴重な品々が多数出土しています。平成22（2010）年2月には、縄文時代の生活の様子が見える集落跡として国史跡に指定されています。
- ◆町内には、4つの町指定文化財（「浜川ウガン遺跡」、北谷城跡^{*9}内「東ノ（あがりの）御嶽（うたき）」、北谷城跡^{*9}内「殿（とぅん）」、「チブガー（井泉）」）及び57の埋蔵文化財包蔵地等、貴重な文化的資源が数多くあります。文化財展示室において、町内の遺跡から出土した埋蔵文化財、歴史・民俗資料等を公開しています。
- ◆令和4（2022）年度末に予定されている伊礼原遺跡^{*47}の公開及び令和5（2023）年度末に予定されている北谷町立博物館^{*78}の開館に向け、住民が文化財に触れる機会を増やし、歴史・文化に親しみを持ってもらうことを目的とした博物館講座や公民館講座等を開催しています。
- ◆「北谷城跡^{*9}」が、令和2（2020）年度末に国史跡に指定されており、保存・整備・活用に向けた調査検討を進めていく必要があります。
- ◆民俗文化財^{*79}は、日常生活に基盤を置くものですが、戦後社会の急激な変化において、生活様式が様変わりし、本町独自の言語、風俗慣習等の民俗文化が薄れつつあります。
- ◆伝統行事として、謝刈区や栄口区をはじめとする各行政区において盛んな「エイサー」や12年に1回開かれる三ヶ村（旧字北谷、玉代勢、伝道）の「綱引」、旧字北谷の「フェーヌシマ」、旧字伊礼、砂辺における「獅子舞」等の多くの民俗芸能があります。
- ◆沖縄伝統的木造建築物としての国登録有形文化財「うちなゝ家¹⁴⁷」は、古民家における生活文化を再現したものとなっており、「紙芝居」、「島歌ライブ」、「三線練習」等の施設利用や見学者が年々増加しています。
- ◆生涯学習の振興を図るため北谷町文化協会の活動を支援しています。文化協会が開催する総合文化祭は、書道、絵画、盆栽等の展示や茶道、古典芸能鑑賞会など優れた演台芸術や芸術文化を身近に触れる機会になっています。
- ◆子どもからお年寄りまで幅広い世代にわたる、町民によるしまくとぅば演劇「しまくとぅば On Stage」の取組に対する支援等北谷独自の「北谷方言・詞（ことば）」の保存（音声記録含め）・育成を推進して

147 うちなゝ家：平成19（2007）年7月に公開された「北谷町うちなゝ家」、旧目取真家、高倉、ふーる、サーター車等を移築・修復した沖縄の伝統的な屋敷と建物を再現した施設。

第1部
第2部
第3部
前期基本計画
前期基本計画
基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4
基本目標5
5つの基本目標を実現するために

います。

- ◆伝統芸能^{*43}保持者の高齢化の進行や後継者不足に対応するため、地域各字の活動を支援する必要があります。
- ◆町民にあらゆるジャンルの芸術文化に触れる場を提供することを目的に、カナイホールにおいて芸術文化の鑑賞機会を提供しています。
- ◆カナイホールを活用した舞台公演に加え、ワークショップなど町民参加型の催物や映像配信型の公演など、新たな形の芸術文化の振興の取組を発展させることも視野に入れる必要があります。

基本方針

- 国指定史跡伊礼原遺跡^{*47}など北谷の歴史文化自然等の公開・活用に向けた、町立博物館^{*78}の整備に取り組みます。
- グスク時代を代表する史跡である北谷城跡^{*9}について復元整備、保存活用に取り組みます。
- 本町に伝わる民俗文化財^{*79}を掘り起こし、その継承や活用により伝統芸能^{*43}の振興を図ります。
- 町文化協会を中心に、町民の文化芸術活動を支援することで、実演者の技術の向上と後継者の育成を図ります。

施策① 文化財等の調査及び保存と活用

施策の方向性

地域文化や地域資源を活かし、町民が郷土の歴史・文化・自然に触れることができるまちづくりを推進するため、国指定史跡伊礼原遺跡^{*47}の保存・整備・活用及び町立博物館^{*78}の整備に取り組みます。

貴重な歴史的資源である国指定史跡北谷城跡^{*9}について、遺跡の保存状態を確認するための発掘調査を実施し、調査結果を受けて今後の保存活用及び整備計画を策定します。

また、未だ国指定となっていない土地の早期指定と指定地の公有化を図ります。

地域、学校等と連携し、住民が郷土の歴史や文化に触れる機会の充実に努め、文化財の活用を図ります。

施策② 民俗文化財等の保存継承と発展

施策の方向性

本町独自の言語、風俗慣習等の民俗文化が薄れつつあるため、既知の民俗文化財^{*79}の充実や未だ埋もれている民俗文化財^{*79}の掘り起こし等の調査・研究を行い、特に重要なものについては文化財指定へ向けた取組を推進します。

また、地域に根ざした伝統行事、イベント等を支援し、民俗文化財^{*79}の継承と発展を促進するとともに、必要に応じ、記録や報告書の作成、映像や写真の保存等の措置を講じ、文化財の保護を図ります。

さらに、昔ながらの生活文化体験ができる、国登録有形文化財「うちなゝ家^{*147}」の利用促進に努めます。

施策③ 芸術文化活動の振興

施策の方向性

芸術文化活動を行う各種団体、サークル、芸術家等の活動支援、しまくとうば普及継承活動の推進等を行い、芸術文化の普及・振興を図ります。

町民の芸術文化鑑賞への関心がさらに高まるような公演の企画に努め、あらゆるジャンルの芸術作品を町民に提供していきます。

第1部

第2部

第3部

前期基本計画

前期基本計画
推進にあたって

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

5つの基本目標を
実現するために



子ども劇団ニライ、北谷町少年少女三線教室、組踊教室など、芸術文化の技術を継承していくための人材育成事業の充実を図ります。

成果指標

指 標	基準値 (令和2(2020)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)
町民アンケート調査「文化財の保全と文化の振興」の満足度	26%	30%
カナイホール事業の年間総観客数	2,101人 (令和元年度実績)	2,454人

関連する計画

・

第1部

第2部

第3部

前期基本計画の見方

前期基本計画の推進にあたって

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

5つの基本目標を実現するために

施策5-7 学びのまち・北谷

SDGsとの連携

連携する SDGs	 <p>4. 質の高い教育をみんなに</p>	 <p>11. 住み続けられるまちづくりを</p>	 <p>17. パートナシップで目標を達成しよう</p>
--------------	---	--	---

現状と課題

- ◆令和2（2020）年度に、町民の教育に対する意識と関心を高め、家庭、地域、学校及び行政が連携し、町民全体で教育に関する取組を推進するため、「北谷町教育の日」を制定しています。
- ◆平成27（2015）年11月に「北谷町教育大綱」を定め、「生きる力の育成」、「生きがいのある豊かな社会の推進」、「文化の保存・継承・創造」、「グローバルな人材の育成」を基本方針として、教育や学術、文化の振興に取り組んでいます。
- ◆国においては、平成30（2018）年度に令和12（2030）年以降の社会の変化を見据えた教育政策のあり方や社会全体で教育改革を進めるための方策を示す「第3期教育振興基本計画¹⁴⁸」が策定されています。
- ◆沖縄県においては、平成29（2017）年に大きな時代の転換期の中、教育をめぐる諸課題の解決を図り、新しい時代に対応した本県教育のあり方についての新たな視点と方向性を示す「沖縄県教育振興基本計画¹⁴⁹後期計画」が策定されています。
- ◆沖縄県では、国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築が求められており、沖縄県の振興に貢献できる志を持った人材の育成や世界との交流ネットワークの構築等、国際感覚を有した人材育成が喫緊の課題となっています。
- ◆国際化社会の進展により、広い視野を持ち、異なる文化を持った人々とともに協調して生きていく資質や能力を育成することが一層求められているため、「英語立県沖縄」が推進されています。
- ◆平成28（2016）年度より町内すべての町立幼稚園、小学校、中学校において、「北谷町学びのプロジェクト¹⁵⁰」として、「主体的な学び合いのある授業」や「スマイルプログラム（人間関係づくり）」を実践し、「すべての子に居場所のある学級・学年・学校づくり」に取り組み、子ども達一人ひとりが主体的に授業に臨み、授業の中で自らの成長を実感できる教育環境の実現に向けて取り組んでいます。
- ◆学校経営方針の説明や学校経営課題を公開するなど、学校運営に関わる情報を公表しています。
- ◆学校、家庭、地域が一体となって、地域全体で学校教育を支援する体制づくりが推進される中、家庭教育支援会議の設置や保護者、ボランティア等による読み聞かせ、朝の見守り活動等の取組が行われています。

148 第3期教育振興基本計画：教育基本法に示された理念の実現と、わが国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項の規定に基づき、政府として策定する計画。

149 沖縄県教育振興基本計画：沖縄県教育委員会の取り組むべき課題とその方策を明確にした、教育行政運営の基本となる計画。

150 北谷町学びのプロジェクト：子ども達が互いの違いや良さを認め合い、心のつながりを感じることができる「すべての子に居場所のある」学級・学年・学校づくりに取り組むとともに、その中で子ども達自らが学業やより良い学校生活づくりに向けて、相互に協働し、主体的に取り組んでいく学校づくりを推進するプロジェクト。



- ◆児童生徒が社会の一員として成長していくため、学校、家庭、地域が連携し、小学生の職場見学、中学生を対象とした職場体験学習によるキャリア教育¹⁵¹等を行っています。
- ◆子どもの頃に、地域の一員としての役割を担っての活動体験を数多く持つことが、郷土意識を育む大切な力となりますが、児童生徒の地域活動への参加は、あまり活発でない状況にあります。
- ◆周辺地域の子ども達や親達からも進学目標とされるような、国際教養力を身に付ける教育機関の誘致等に取り組む必要があります。

基本方針

- 学校・地域・行政が連携し「地域とともにある学校づくり」に取り組むとともに、すべての人に質の高い教育と生涯学習の機会を確保し、町民の教育に対する意識と関心を高める取組を推進します。
- 外国語教育環境の充実及び教育機関の誘致等による知の拠点^{*33}の形成、産・学・官の連携による地域の発展に取り組めます。

施策① 「学びのまちづくり」の推進

施策の方向性

町民の教育に対する意識と関心を高め、学校、家庭、地域及び行政が連携し、町民全体で教育に関する取組を推進します。

また、人工知能（AI^{*11}）やICT技術の革新に伴う「Society5.0^{*13}」社会の実現を見据えて策定された国の教育振興基本計画や持続可能な開発目標（SDGs）の教育目標「質の高い教育をみんなに」を斟酌しつつ、北谷町が行ってきた本町に愛着と誇りを持てる教育の推進、住民一人ひとりが生きがいや地域の絆を感じられる環境整備、創造性に富んだ魅力ある文化・芸術の推進、国際化に対応できる人材育成への取組を踏まえ、「北谷町教育振興基本計画」の策定を検討します。

子どもを取り巻く諸問題について、一つひとつその解決に積極的に取り組んでいくため、学力向上推進協議会等の教育委員会の各施策等におけるコーディネーターとしての機能を踏まえ、学校、家庭、地域及び行政の四者間の連携強化を図ります。

施策② 魅力のある教育環境づくり

施策の方向性

「北谷町学びのプロジェクト^{*150}」を推進し、子ども達一人ひとりが主体的に授業に臨み、授業の中で自らの成長を実感できる教育環境の実現を目指します。

授業改善・学校改善に向けて、教職員の資質向上に資する研修の充実に努めます。

国際教養力を身に付ける教育機関の誘致等により、町内からだけでなく周辺地域からも進学目標となるような、魅力のある教育環境の実現、産・学・官の連携による町の更なる発展を目指します。

施策③ 地域に開かれた学校づくり

施策の方向性

地域でどのような子ども達を育て、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子ども達を育む「地域とともにある学校」づくりを目指し、コミュニティスクール¹⁵²を町内小・中学校6校すべてに展開します。

151 **キャリア教育**: 将来、子ども達が社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するため日々の教育活動を展開すること。

第1部
第2部
第3部
前期基本計画
の
見
方
前期基本計画
推進にあたって
基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4
基本目標5
5つの基本目標を
実現するために

自己指導能力を育み自己肯定感を高めるとともにキャリア教育^{*151}の一環として、地域が教室となる職場見学・職場体験学習を通し、地域を見つめ直し、地域の良さや可能性に気づく子どもの育成に努めます。

成果指標

指 標	基準値 (令和2(2020)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)
町民アンケート調査「学びのまち・北谷」の重要度	58%	66%
コミュニティスクール ^{*152} 実施校	0校	6校

関連する計画

・

第1部

第2部

第3部

前期基本計画
の見方前期基本計画
の推進にあたって

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

5つの基本目標を
実現するために

¹⁵² コミュニティスクール：学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。